第 15 章 公務員・選挙・司法・公安



医 療

15

(2)

283

(1)

15-1. 県 員 数 (平成27~29年) 職

教育

2,655

(1)

年

年齢別学歴別

平成 27 年

别

総 数

18,074

行政職

4,055

公安職

1,975

職

(2)

6,096

研究職

265

各年4月1日現在

(3)

111

十 成 27 平	10,074	4,000	1,975	2,000	0,090	200	15	200	111
平成 28年	17,936	4,058	1,978	2,617	5,973	267	15	285	110
平成 29年	17,834	4,047	1,982	2,610	5,865	265	15	285	111
20歳未満	97	43	53	-	-	_	_	-	-
$20 \sim 24$	910	254	216	43	238	14	_	16	-
$25 \sim 29$	1,447	309	300	147	425	36	_	40	8
$30 \sim 34$	1,426	331	283	174	317	26	_	33	11
$35 \sim 39$	1,681	359	246	276	376	34	1	40	17
$40 \sim 44$	2,365	615	194	411	556	28	1	57	11
$45 \sim 49$	2,925	738	132	506	954	46	3	36	20
$50 \sim 54$	3,383	684	214	490	1,464	29	2	25	28
$55 \sim 59$	3,212	610	272	474	1,479	49	5	28	13
60歳以上	388	104	72	89	56	3	3	10	3
大学院卒 大 学 卒	12,934	2,503	1,029	2,470	5,731	259	15	143	47
短大卒	1,662	26	9	68	133	2	-	135	64
高 校 卒	3,215	1,517	944	72	1	4	_	7	_
中学卒	23	1	-	-	-	_	_	-	_
					企	業職	員		
年 別	海市聯	技 能	企業事	業職員		?	病院事業職員	<u>l</u>	
4	/#: #	N / /							
年齢別学歴別	海事職	労務職	一般職	技能	一般職	技能		医療 職	
			一般職	労務職	一般職	労務職	(1)	(2)	(3)
平成27年	25	524	150	労務職 12	164	労務職 96	187	(2)	1,239
平成27年平成28年	25 25	524 508	150 151	労務職 12 12	164 165	労務職 96 93	187 195	(2) 222 242	1,239 1,242
平成27年 平成28年 平成29年	25	524	150 151 150	労務職 12	164	労務職 96	187	(2)	1,239
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満	25 25 27	524 508	150 151 150 1	労務職 12 12	164 165 175	労務職 96 93	187 195	222 242 260	1,239 1,242 1,236
平成27年平成28年平成29年 20歳未満20~24	25 25 27 - 2	524 508	150 151 150 1 9	労務職 12 12	164 165 175 - 43	労務職 96 93	187 195 200 - -	(2) 222 242 260 - 23	1,239 1,242 1,236 - 52
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29	25 25 27 - 2 2	524 508 502 - -	150 151 150 1 9	労務職 12 12	164 165 175 - 43 23	労務職 96 93 92 - -	187 195 200 - - 3	222 242 260 - 23 41	1,239 1,242 1,236 - 52 99
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34	25 25 27 - 2 2 2	524 508 502 - - - 6	150 151 150 1 9 14	労務職 12 12 12 - - -	164 165 175 - 43 23 19	労務職 96 93 92 - - - 1	187 195 200 - - 3 24	(2) 222 242 260 - 23 41 25	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34 35~39	25 25 27 - 2 2 2 1 4	524 508 502 - - - 6 31	150 151 150 1 9 14 8 22	労務職 12 12 12 - - - - 1	164 165 175 - 43 23 19 18	労務職 96 93 92 - - 1 7	187 195 200 - - 3 24 28	222 242 260 - 23 41 25 39	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167 182
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44	25 25 27 - 2 2 2 1 4 5	524 508 502 - - - 6 31 110	150 151 150 1 9 14 8 22 38	労務職 12 12 12 - - - - 1 2	164 165 175 - 43 23 19 18 23	労務職 96 93 92 - - 1 7	187 195 200 - - 3 24 28 42	222 242 260 - 23 41 25 39 38	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167 182 217
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49	25 25 27 - 2 2 2 1 4 5	524 508 502 - - - 6 31 110 143	150 151 150 1 9 14 8 22 38 23	労務職 12 12 12 12 1 2 3	164 165 175 - 43 23 19 18 23 21	労務職 96 93 92 - - 1 7 17 20	187 195 200 - - 3 24 28 42 32	222 242 260 - 23 41 25 39 38 33	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167 182 217 210
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54	25 25 27 - 2 2 2 1 4 5 5	524 508 502 - - - 6 31 110 143 123	150 151 150 1 9 14 8 22 38 23 19	労務職 12 12 12 12 12 1 12 1 13 4	164 165 175 - 43 23 19 18 23 21 15	労務職 96 93 92 - - 1 7 17 20 28	187 195 200 - - 3 24 28 42 32 21	222 242 260 - 23 41 25 39 38 33 30	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167 182 217 210 201
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59	25 25 27 - 2 2 2 1 4 5	524 508 502 - - 6 31 110 143 123 67	150 151 150 1 9 14 8 22 38 23 19 15	労務職 12 12 12 12 1 2 3	164 165 175 - 43 23 19 18 23 21 15	労務職 96 93 92 - - 1 7 17 20 28 17	187 195 200 - - 3 24 28 42 32 21 30	222 242 260 - 23 41 25 39 38 33	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167 182 217 210 201 107
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60歳以上	25 25 27 - 2 2 2 1 4 5 5	524 508 502 - - - 6 31 110 143 123	150 151 150 1 9 14 8 22 38 23 19 15	労務職 12 12 12 12 12 1 12 1 13 4	164 165 175 - 43 23 19 18 23 21 15 11	労務職 96 93 92 - - 1 7 17 20 28	187 195 200 - - 3 24 28 42 32 21 30 20	222 242 260 - 23 41 25 39 38 33 30 31	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167 182 217 210 201 107
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60歳以上 大学学	25 25 27 - 2 2 2 1 4 5 5 6 2 -	524 508 502 - - 6 31 110 143 123 67 22	150 151 150 1 9 14 8 22 38 23 19 15	労務職 12 12 12 12 12 1 12 1 13 4	164 165 175 - 43 23 19 18 23 21 15 11 2	労務職 96 93 92 - - 1 7 17 20 28 17	187 195 200 - - 3 24 28 42 32 21 30	222 242 260 - 23 41 25 39 38 33 30	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167 182 217 210 201 107 1 191
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60歳以上 大学院卒	25 25 27 - 2 2 1 4 5 5 6 2	524 508 502 - - 6 31 110 143 123 67	150 151 150 1 9 14 8 22 38 23 19 15	労務職 12 12 12 12 12 13 14 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	164 165 175 - 43 23 19 18 23 21 15 11	労務職 96 93 92 1 7 17 20 28 17	187 195 200 - - 3 24 28 42 32 21 30 20	222 242 260 - 23 41 25 39 38 33 30 31	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167 182 217 210 201 107
平成27年 平成28年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60歳以上 大学学	25 25 27 - 2 2 2 1 4 5 5 6 2 -	524 508 502 - - 6 31 110 143 123 67 22	150 151 150 1 9 14 8 22 38 23 19 15 1	労務職 12 12 12 12 13 14 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	164 165 175 - 43 23 19 18 23 21 15 11 2	労務職 96 93 92 1 7 17 20 28 17 2 1	187 195 200 - - 3 24 28 42 32 21 30 20	222 242 260 - 23 41 25 39 38 33 30 31 -	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167 182 217 210 201 107 1 191
平成27年 平成29年 20歳未満 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60歳以上卒卒 大大短	25 25 27 - 2 2 2 1 4 5 5 6 2 - 1	524 508 502 - - 6 31 110 143 123 67 22 - 10	150 151 150 1 1 9 14 8 22 38 23 19 15 1 95 8	労務職 12 12 12 12 12 13 14 2 3 4 2 1 1 1	164 165 175 - 43 23 19 18 23 21 15 11 2	労務職 96 93 92 1 7 17 20 28 17 2 1 9	187 195 200 - - 3 24 28 42 32 21 30 20	222 242 260 - 23 41 25 39 38 33 30 31 - 136 124	1,239 1,242 1,236 - 52 99 167 182 217 210 201 107 1 191 1,038

注:1)教育職(1)は県立高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員。

教育職(2)は市町村立の小学校及び中学校等に勤務する教育職員。

²⁾ 医療職(1) は病院等に勤務する医師及び歯科医師。

医療職 (2) は病院等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員。 医療職 (3) は病院等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師。

資料:県人事委員会、県人事課、県企業局総務企画課、県病院事業局県立病院課

15-2. 市町村職員数(平成28、29年)

各年4月1日現在

											各年4月	1日現在
市町村別	総数	一般行政職	税務職	海事職	医師・ 歯 科 医師職	薬剤師・ 医 療 技術職	看 護 保健職	福祉職	消防職	教育職	企業職	その他
平成28年	12,433	6,088	715	5	21	106	570	629	698	226	2,496	879
平成 29年	12,406	6,084	712	5	24	121	566	626	704	226	2,508	830
市部	9,191	4,215	521	5	4	54	255	427	704	156	2,232	618
町 村 部	3,215	1,869	191	_	20	67	311	199	_	70	276	212
村山地域	5,414	2,528	312	_	6	51	200	297	503	108	1,019	390
最上地域	1,063	655	68	_	11	26	129	73	_	12	17	72
置賜地域	2,589	1,338	149	_	5	23	119	93	-	41	685	136
庄内地域	3,340	1,563	183	5	2	21	118	163	201	65	787	232
山形市	2 250	960	119		1	10	39	90	242	78	751	150
米沢市	2,358 966	860 392	56	_	1	19 2	22	22	243	4	751 428	158 40
鶴 岡 市	1,917	701	87	_	_	5	38	55	201	25	703	102
酒田市	940	562	65	5	2	14	55	72	201	10	64	91
新庄市	284	199	27	_	_	2	9	18	_	4	8	17
寒河江市	430	190	21	_	_	3	10	25	_	4	129	48
上山市	322	158	20	_	_	3	11	33	53	4	9	31
村山市	281	162	17	_	_	2	7	24	41	4	7	17
長井市	273	212	15	_	_	_	14	7	_	3	7	15
天 童 市	512	232	33	_	_	1	13	29	64	5	95	40
東 根 市	362	217	28	_	_	1	10	17	53	4	12	20
尾花沢市	261	142	15	_	1	2	18	22	49	2	-	10
南陽市	285	188	18	_	-	-	9	13	-	9	19	29
山 辺 町	123	87	11	_	_	1	5	7	_	1	-	11
中 山 町	106	78	9	_	_	-	4	9	_	1	-	5
河 北 町	146	1	11	-	_	-	7	12	-	1	7	7
西川町	147	80	5	_	3	7	31	9	_	1	4	7
朝日町	150	77	8	_	1	12	35	_	_	1	3	13
大江町	113	78	7	_	_	_	4	8	_	1	2	13
大石田町	103	66	8	_	- 2	-	6	12	_	1	-	10
金 山 町 最 上 町	95	63	5	_	2 3	3	18	10	_	-	2	2
最 上 町 舟 形 町	183 76	88 61	10 6	_	3	11	43 5	18	_	5	2	3
真室川町	160	76	6		3	7	37	6		1	1 4	20
大蔵村	88	49	5	_	2	3	7	8	_	1	-	13
鮭 川 村	79	55	4	_	_	_	3	11	_	_	_	6
戸沢村	98	64	5	_	1	_	7	9	_	1	_	11
高島町	370	144	20	_	_	_	9	7	_	2	169	19
川西町	195	122	13	_	_	_	8	13	_	13	4	22
小 国 町	189	95	7	_	5	18	43	13	_	1	2	5
白 鷹 町	181	105	11	_	_	-	5	3	_	1	53	3
飯 豊 町	130	80	9	_	_	3	9	15	_	8	3	3
三 川 町	91	56	7	_	_	_	5	8	_	7	-	8
庄 内 町	241	150	13	_	_	2	12	10	_	22	17	15
遊佐町	151	94	11	_	_	-	8	18	_	1	3	16
次到,旧士町	t. t. =mr											

資料:県市町村課

15-3. 選挙人名簿登録者数 (平成28、29年)

市	町 村	別	<u>\(\)</u>	P成28年9月2日				
	議院議員選 選 挙 区		計	男	女	計	男	女
総		数	950,219	453,494	496,725	942,111	450,195	491,916
市		部	752,625	358,161	394,464	747,519	356,146	391,373
町	村	部	197,594	95,333	102,261	194,592	94,049	100,543
Щ	形	市	209,163	98,704	110,459	208,830	98,650	110,180
米	沢	市	70,036	33,629	36,407	69,338	33,411	35,927
鶴	岡	市	110,821	52,194	58,627	109,642	51,757	57,885
酒	\boxplus	市	90,607	42,740	47,867	89,738	42,310	47,428
新	庄	市	30,838	14,605	16,233	30,619	14,525	16,094
寒	河 江	市	34,896	16,769	18,127	34,716	16,710	18,006
上	Щ	市	27,507	12,987	14,520	27,131	12,826	14,305
村	Щ	市	21,748	10,493	11,255	21,457	10,346	11,111
長	井	市	23,440	11,254	12,186	23,202	11,186	12,016
天	童	市	51,920	25,023	26,897	51,849	24,990	26,859
東	根	市	39,333	19,469	19,864	39,367	19,455	19,912
尾	花 沢	市	14,852	7,191	7,661	14,518	7,064	7,454
南	陽	市	27,464	13,103	14,361	27,112	12,916	14,196
山	辺	町	12,431	5,978	6,453	12,362	5,956	6,406
中	Щ	町	10,009	4,848	5,161	9,907	4,814	5,093
河	北	町	16,435	7,933	8,502	16,216	7,832	8,384
西	Л	町	5,054	2,425	2,629	4,930	2,371	2,559
朝	日	町	6,394	3,156	3,238	6,264	3,080	3,184
大	江	町	7,453	3,657	3,796	7,320	3,579	3,741
大	石 田	町	6,454	3,166	3,288	6,309	3,104	3,205
金	Ш	町	4,983	2,412	2,571	4,875	2,371	2,504
最	上	町	7,834	3,793	4,041	7,668	3,721	3,947
舟	形	町	4,827	2,335	2,492	4,775	2,323	2,452
真	室川	町	7,166	3,379	3,787	7,021	3,313	3,708
大	蔵	村	2,962	1,438	1,524	2,882	1,407	1,475
鮭	Ш	村	3,849	1,853	1,996	3,771	1,821	1,950
戸	沢	村	4,274	2,058	2,216	4,159	2,007	2,152
高	峊	町	20,205	9,749	10,456	20,024	9,687	10,337
Ш	西	町	13,712	6,698	7,014	13,491	6,590	6,901
小	玉	町	6,896	3,372	3,524	6,761	3,321	3,440
白	鷹	町	12,358	5,998	6,360	12,151	5,913	6,238
飯	豊	町	6,409	3,105	3,304	6,274	3,047	3,227
三	Ш	町	6,299	3,006	3,293	6,269	2,995	3,274
庄	内	町	18,878	8,959	9,919	18,684	8,883	9,801
遊	佐	町	12,712	6,015	6,697	12,479	5,914	6,565
第	1	区	311,030	147,540	163,490	310,079	147,236	162,843
第	2	X	333,139	161,167	171,972	329,450	159,612	169,838
第	3	X	306,050	144,787	161,263	302,582	143,347	159,235

資料:県選挙管理委員会

15-4. 警察職員数及び警察署管轄区域等 (平成28、29年)

(1) 警察職員数

各年4月1日現在

区 /		総数		者	<u>族</u>		察		Í	<u> </u>		その他の
	分	邢 奴	総 数	警視監	警視長	警視正	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	職員
平成 28	年	2,351	2,014	1	_	7	90	183	559	578	596	337
平成 29	年	2,358	2,021	_	1	7	90	184	561	580	598	337
警察本	部	866	650	_	1	6	59	96			488	216
警察	署	1,492	1,371	_	_	1	31	88			1,251	121

資料:県警察本部 (2) についても同じ

(2) 警察署別管轄区域等

単位:面積=km²

			-							
警察	翠川	管内人口	管内面積	管	内市	町 村	数	管 内	管 内	管内市町村名
百尔	10円	B P J / C D	日月月四月	総数	市	町	村	交番数	駐在所数	
平成	28年	1,115,474	9,323.15	35	13	19	3	39	110	
平成	29年	1,105,057	9,323.15	35	13	19	3	39	105	
.1.	TT/	055 445	470.00	0	,	0		1.1	10	
山	形	277,447	473.90	3	1	2	_	11	12	山形市、山辺町、中山町
寒河	了 江	79,907	935.56	5	1	4	_	3	8	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町
上	Ш	30,805	240.93	1	1	-	_	1	-	上山市
村	Щ	71,647	403.92	2	2	-	_	3	5	村山市、東根市
天	童	62,090	113.01	1	1	_	_	2	4	天童市
尾花	艺 沢	23,426	452.07	2	1	1	_	-	5	尾花沢市、大石田町
新	庄	75,553	1,803.23	8	1	4	3	1	14	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町
										大蔵村、鮭川村、戸沢村
米	沢	99,394	715.11	2	1	1	_	4	11	米沢市、川西町
長	井	47,947	701.79	3	1	2	_	1	5	長井市、白鷹町、飯豊町
南	陽	55,097	340.78	2	1	1	_	2	4	南陽市、高畠町
小	玉	7,610	737.56	1	-	1	_	_	3	小国町
鶴	畄	134,746	1,344.75	2	1	1	-	5	17	鶴岡市、三川町
酒	田	118,170	811.36	2	1	1	_	6	15	酒田市、遊佐町
庄	内	21,218	249.17	1	-	1	_	_	2	庄内町

注:1) 管内人口は、県統計企画課算出の山形県推計人口(4月1日現在)による。

2) 管内面積は、国土地理院「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」及び総務省の推計による。

15-5. 登記及び謄、抄本交付数等 (平成27~29年)

(1) 登記

単位:登録免許税=千円

												1 1-22		ZMOUBLDE III	
	年	別			総	数					商	業法丿	人の登記		
	十 加			件数	個 数		登録免許税			件数				登録免許税	
平	成	27	年	116,24	47 28	6,451	2	,589,910			12,	465		216,349	
平	成	28	年	115,10	01 29	2,577	2	,685,280			10,	544		189,397	
平	成	29	年	113,78	87 27	1,441	2	,693,612			10,	720		172,754	
	年	別		不	動 産 登 i	記			そ	の	他	0)	登	記	
	+	カリ		件 数	個 数	登録	最免許税	件	数		個	数		登録免許税	
平	成	27	年	103,704	286,373	2	2,358,199		78			,	78	15,362	
平	成	28	年	104,424	292,439	2	2,479,757		133			13	38	16,126	
ग	成	29	年	102,978	271,339	2	2,501,067		89			10	02	19,791	

資料:山形地方法務局 (2) についても同じ

(2) 謄、抄本交付数等

単位:手数料=千円

		件	件数				
年 別	総数	謄本	抄 本	閲覧	証 明 (印鑑証明を含む)	手数料	
平 成 27 年	1,815,156	839,841	9,323	863,003	102,989	216,213	
平成 28 年	1,836,096	846,125	5,467	890,096	94,408	205,362	
平成 29年	1,855,424	860,646	5,185	889,451	100,142	207,601	

15-6. 民事及び行政事件数 (平成29年)

(1) 山形地方裁判所、同管内支部

事件の種類		受 理	[既済	未済
ず け り 性 規	総 数	旧受	新 受	以 伊	小 仴
民 事 ・ 行 政 総 数	5,160	1,651	3,509	3,410	1,75
民 事	5,134	1,639	3,495	3,397	1,73
第一審通常訴訟	799	363	436	434	36
人事訴訟	_	_	_	_	
手形・小切手訴訟	_	_	_	_	
控訴	20	10	10	18	
再審(訴訟)	_	_	_	_	
民事非訟	7	_	7	7	
商事非訟 (会社整理・特別清算を除く)	18	1	17	17	
保全命令	26	1	25	25	
人身保護	_	_	_	_	
民事執行(配当等手続き)	812	185	627	618	19
強制執行 (不動産等執行)	69	19	50	50	
強制執行 (債権等執行)	1,416	609	807	762	6
担保権実行(不動産担保権実行)	215	91	124	109	10
担保権実行(債権等担保権実行)	29	21	8	6	2
過料	601	79	522	538	(
雑	215	31	184	188	2
その他の事件	907	229	678	625	28
行 政	26	12	14	13	
第一審訴訟	21	12	9	8	
その他の事件	5	_	5	5	

資料:山形地方裁判所

(2) 山形地方裁判所管内簡易裁判所

事件の種類	É	ŧ Į	里	班 汶	土. 沙文
事件の種類	総 数	旧受	新 受	既済	未 済
民 事 総 数	3,952	314	3,638	3,640	312
通常訴訟	1,085	200	885	886	199
手形・小切手訴訟	-	-	_	_	_
少額訴訟	60	10	50	46	14
少額訴訟判決に対する異議申立て	1	-	1	_	1
再審(訴訟)	-	-	_	_	_
和解	8	2	6	7	1
督促	1,330	8	1,322	1,314	16
公示催告	7	1	6	5	2
保全命令	2	-	2	2	_
調停	315	69	246	256	59
その他の事件	1,144	24	1,120	1,124	20

資料:山形地方裁判所

15-7. 強制執行・倒産件数 (平成28、29年)

		山 形 地 方	裁判所、同	管内支部	
事件の種類		受 理		 既済	未済
	総 数	旧受	新 受	既 済	未済
平 成 28 年	2,472	1,011	1,461	1,512	960
平 成 29 年	2,542	960	1,582	1,464	1,078
強 制 執 行	1,485	628	857	812	673
担保権の実行としての競売	244	112	132	115	129
破産	689	184	505	464	225
再	4	4	_	2	2
個 人 再 生 等 ※	120	32	88	71	49
会社整理·特別清算	-	_	_	-	-

注:※「個人再生等」は、小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件である。

資料:山形地方裁判所

15-8. 民事調停事件数 (平成28、29年)

	山形	地方裁	判所、	同管内	支 部		山形地方裁	划所管内的	簡易裁判所	
事件の種類	受		理	既済	未済	受	受 理 …		既済	未済
	総 数	旧受	新 受	玩 /月	不 伊	総 数	旧受	新 受	玩 伊	不 /月
平 成 28 年	5	2	3	2	3	358	66	292	289	69
平 成 29 年	7	3	4	5	2	315	69	246	256	59
一 般 調 停	6	3	3	5	1	193	49	144	165	28
宅 地 建 物 調 停	_	_	_	_	_	28	4	24	20	8
農事調停	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
商 事 調 停	1	_	1	_	1	20	7	13	15	5
交 通 調 停	_	_	_	_	_	23	9	14	18	5
公 害 等 調 停	_	_	_	_	_	2	_	2	1	1
特 定 調 停	_	_	_	_	_	49	_	49	37	12

資料:山形地方裁判所

15-9. 刑事事件数(平成28、29年)

(1) 山形地方裁判所、同管内支部

事件の種類	i,	受理人員	Į	既済	未済
事件の俚規	総 数	旧受	新 受	人員	人員
平 成 28 年	1,071	118	953	857	214
平 成 29 年	1,019	214	805	901	118
通常第一審事件	610	212	398	492	118
その他の事件	409	2	407	409	_

資料:山形地方裁判所 (2) についても同じ

(2) 山形地方裁判所管内簡易裁判所

事件の種類	i	受理人員	Į	既済	未済
争什り俚規	総 数	旧受	新 受	人員	人員
平 成 28 年	5,993	140	5,853	5,813	180
平 成 29 年	5,381	180	5,201	5,301	80
通常第一審事件	127	29	98	104	23
略 式 事 件	2,426	150	2,276	2,369	57
その他の事件	2,828	1	2,827	2,828	_

15-10. 家事事件数(平成28、29年)

(1) 家事事件種類別件数

(山形家庭裁判所、同管内支部・出張所)

(1)///	(工) 36. 至于11 国际为11 36.													
			平	成 28	8 年			平	戎 29	9 年				
事件の種類		受 理 総数 目 受 第		理 既済 既済		未済	<u> </u>		里	既済	未済			
		1		利 '文'			総 数	旧受	新 受					
総	数	10,741	1,201	9,540	9,705	1,036	10,715	1,036	9,679	9,771	944			
審	判	8,647	647	8,000	8,168	479	8,597	479	8,118	8,218	379			
調	停	1,562	455	1,107	1,130	432	1,527	432	1,095	1,065	462			
人 事	訴訟	145	71	74	61	84	162	84	78	92	70			
共	助	33	5	28	31	2	67	2	65	60	7			
カ オ	雉	322	19	303	286	36	326	36	290	305	21			
そ (の 他※	32	4	28	29	3	36	3	33	31	5			

注:※その他とは、通常訴訟事件、民事控訴提起事件、飛躍上告受理申立て事件、飛躍上告提起事件、再審事件、家事抗告 提起事件、保全命令事件、子の返還申立て事件である。 資料:山形家庭裁判所 (2)(3)についても同じ

(2) 家事審判事件数

(山形家庭裁判所、管内支部・出張所)

 事 件 の 種 類	受		理	既 済	未 済
	総数 8,647	旧 受 647	新 受 8,000	8,168	479
平 成 28 年 平 成 29 年	8,597	479	8,118	8,218	379
別 表 第 一 審 判 事 件 後見開始の審判及びその取消し	8, 401 214	403 15	7,998 199	8, 059 190	342 24
保佐開始の審判・取消しなど	102	16	86	80	22
補助開始の審判・取消しなど 不在者の財産の管理に関する処分	11 47	3	11 44	11 44	3
失踪の宣告及びその取消し 夫婦共有財産の分割に関する処分等	16	6	10	12	4
特別代理人の選任(嫡出否認)	_	_		_	_
子の氏の変更についての許可 養子をするについての許可	1,245 4	$\begin{bmatrix} 7 \\ 2 \end{bmatrix}$	1,238 2	1,236	9 -
離縁後の未成年後見人の選任 離縁をするについての許可	_ 21	- 5	- 16	21	_
特別養子縁組の成立及び離縁に関する処分	8	-	8	7	1
特別代理人の選任(利益相反行為) 第三者が子に与えた財産の管理者選任等	80	8	72	76	4 -
親権・管理権の喪失の宣告・取消し 親権・管理権の辞任・回復	5	4	1	1	4
後見人等の選任	101	7	94	95	
後見人等の辞任 後見人等の解任	81 7	14 1	67 6	78 5	6 3 2
後見人の財産目録の作成の期間の伸長 後見人等の権限行使についての定め及びその取消し	38	$\begin{bmatrix} -\\2 \end{bmatrix}$	- 36	37	- 1
居住用不動産の処分についての許可	38	1	37	36	2
郵便物等の配達の嘱託及びその取消し又は変更 後見人等に対する報酬の付与	12 1,392	26	12 1,366	12 1,367	25
後見等監督処分 後見終了に伴う管理計算の期間の伸長	2,174	116	2,058 1	2,070	104
成年被後見人死亡後の事務	26	-	26	26	_
臨時保佐人等の選任(利益相反行為) 扶養義務の設定及びその取消し	2 -	-	2 -	2 -	_
推定相続人廃除及びその取消し 推定相続人廃除等に伴う遺産の管理に関する処分	_	-	_	_ _	
相続の承認又は放棄の期間の伸長	54	5	49	49	5
相続財産の保存又は管理に関する処分 相続の限定承認又は放棄の取消し	$\begin{vmatrix} 1\\1 \end{vmatrix}$	-	1 1	$\begin{vmatrix} 1 \\ 1 \end{vmatrix}$	_
相続の限定承認の申述受理 鑑定人の選任	6	- -	6	5 -	1 -
相続の放棄の申述の受理 相続財産の分離に関する処分	2,224	143	2,081	2,124	100
相続財産管理に関する処分(財産分離)	_	_	_	_	_
相続財産管理人選任等(相続人不分明) 特別縁故者への相続財産の分与	210	8 2	202 5	201	9
遺言の確認遺言書の検認	108	- 10	- 98	101	$-\frac{7}{7}$
遺言執行者の選任	17	-	17	16	1
遺言執行者に対する報酬の付与 遺言執行者の解任及び辞任	11	-	11 -	11 -	
遺言の取消し 遺留分の放棄についての許可	_ 2	-	- 2	$-\frac{1}{2}$	
任意後見契約に関する法律関係	26	-	26	25	1
戸籍法による氏の変更についての許可 戸籍法による名の変更についての許可	68 29	2	66 29	67 28	1 1
就籍についての許可 戸籍の訂正についての許可	9	- -	9	- 8	- 1
戸籍事件についての処分に対する不服 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項の事件	_	-	1	_ 1	_
児童福祉法28条1項の事件	-	-	_	_	-
児童福祉法28条2項の事件 生活保護法30条3項の事件	1 -	-	1 -	1 -	_
心神喪失者等の医療観察法23条の2第2項ただし書の事件 破産法61条及び238条の事件	- 1	-	- 1	_ 1	_
遺留分の算定に係る合意の許可	-	-	_	_	_
別 表 第 二 審 判 事 件 夫婦の同居・協力扶助	196	76 1	120	159	37
家審法 夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割	-	-	- 10	-	_
婚姻費用の分担 子の監護者の指定その他の処分	22 102	$\frac{4}{39}$	18 63	18 84	4 18
財産の分与に関する処分 祭祀の承継者の指定	3	2	1 1	1 -	2
離縁後の親権者の指定 親権者の指定又は変更	20	-	9	-	_
扶養に関する処分	20	11	1	20	
家審法 推定相続人の廃除及びその取消し 寄与分を定める処分	- 6	- 1	- 5	$-\frac{4}{4}$	2
遺産の分割に関する処分 生活保護法77条2項の事件	26	14	12	17	9
家審法 破産法61条の事件	_	-	_		_
請求すべき按分割合に関する処分	14	4	10	13	1

15-10. 家事事件数(平成28、29年)(続き)

(3) 家事調停事件数

(山形家庭裁判所、同管内支部・出張所)

	受		理	田に、ジ文	士: 次文
事件の種類	総 数	旧受	新 受	既 済	未済
平 成 28 年	1,562	455	1,107	1,130	432
平 成 29 年	1, 527	432	1,095	1,065	462
別表第二調停事件 夫婦同居・協力扶助 家審法 夫婦の財産管理者変更・共有財産の分割	833	246 -	587 -	567 -	266
婚姻費用分担	184	42	142	129	55
子の監護者の指定その他の処分	365	112	253	260	105
財産の分与に関する処分	24	5	19	14	10
祭祀の承継者の指定	2	-	2	2	-
離縁後の親権者の指定	-	-	-	-	-
親権者の指定又は変更	53	9 4 -	44	48	5
扶養に関する処分	8		4	6	2
家審法 推定相続人の廃除及びその取消し	-		-	-	-
寄与分を定める処分 遺産の分割に関する処分 生活保護法77条2項の事件	20 170	72 -	18 98 -	5 99 -	15 71 -
家審法 破産法61条の事件 標準報酬等の按分割合に関する処分	7	-	-7	$\overset{-}{4}$	3
別表第二以外調停事件	694	186	508 405 3	498	196
婚姻中の夫婦間の事件	546	141		384	162
婚姻外の男女間の事件	4	1		3	1
離婚その他男女関係解消に基づく慰謝料	15	2	13	9	6
親族間の紛争	29	8	21	23	6
合意に相当する審判	30	7	23	25	5
離縁	15	9	6	14	1
その他	55	18	37	40	15

15-11. 少年関係事件数 (平成28、29年)

(1) 少年関係事件種類別件数

(人員 山形家庭裁判所、同管内支部)

			7	Ž.	成	28	1	年					7	Ž.	成	29	í	丰		
事件の種類		受		3	理		既	済	土.	済		受		:	理		既	済	未	済
	総	数	旧	受	新	受	댔	伊	未	伊	総	数	旧	受	新	受	댔	伊	不	伊
総数		581		76		505		511		70		530		70		460		456		74
保護事件		576		76		500		506		70		526		70		456		452		74
一般		481		67		414		421		60		448		60		388		383		65
道路交通		95		9		86		85		10		78		10		68		69		9
準少年保護事件		4		_		4		4		_		4		_		4		4		_
成人刑事事件		-		_		-		-		_		-		_		-		-		-
少年審判等共助事件		-		_		-		-		_		-		_		_		-		_
少年雑事件		1		_		1		1		_		-		-		-		-		_
成人刑事雑事件		-		_		-		-		_		-		_		_		-		_

資料:山形家庭裁判所 (2)(3)についても同じ

(2) 少年保護事件数

(人員 山形家庭裁判所、同管内支部)

(石) クート版事目数									(八貝	Щ)	形豕灰	E	, [II]	官內文部)
		受	理				既	,				済		
							検察'	官送致			保	護	処	分
事件の種類	総数	旧受	新	受	総	数	刑事処分相 当	年超	齢	保観	護察	児童自立う 施設又は児 護施設へ込	支援 童養 致	少年院 へ送致
平 成 28 年	576		6	500		506	8		10		108		2	12
平 成 29 年	526		0	456		452	1		7		105		-	5
一般保護事件	448	(0	388		383	_		5		48		-	5
(うち業務上(重・自)過失致死傷事件)	240	4	26	214		214	_		4		25		-	_
道路交通保護事件	78]	.0	68		69	1		2		57		-	_
			既				済(つ	づき)						
事件の種類		知事又は児童相談所 長 へ 送 頚			不処分				移送・			たる		未済
	強制	非	強制				不開始		回付	Г	事	件		
平 成 28 年 平 成 29 年		1	1		8	89 87	22 21			22 17		26 1 6		70 74
一般保護事件		_	_			84	21			16		12		65
(うち業務上(重・自)過失致死傷事件)		_	_			55	12			1		1		26
道路交通保護事件		-	_			3	12	1		1		4		9

(3) 少年保護事件の行為別新受件数

(人員 山形家庭裁判所、同管内支部)

	行 為	別	件数		行 為 別	 件 数
	平 成 平 成	28 年 29 年	500 456		住 居 侵 入 放 火 失 火	3 -
刑	沒	盗盗欺喝領領等 サマ	377 86 - 8 2 - 19 2		過失 致 死 傷 業務上(重·自動車運転)過失致死傷 害 往 来 妨 害 器 物 損 等 公 務 執 行 班 允 険 運 転 致	9 214 - 2 - -
	傷傷暴 害 死 () () () () () () () ()	害死行迫) 致 せの な た 雅 そ の 致 る そ の 致 数	16 - 10 1 - - -	特	 他 等等法 み 犯 近 み が が が が が り み が り <l< td=""><td>2 78 68 2 1 -</td></l<>	2 78 68 2 1 -
	強 . 強 制 強 制 集 団	制性交等 交 等 死 等 交 致 死 等 死 数 強	- - - - - -		展	- - - - 7
	わ い 賭	せ つ 博	3 -	ぐ	犯	1

注:「風営法」は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の略称である。

15-12. **罪種別受刑者数** (平成28、29年)

各年12月31日現在

罪 種 別	受 刑 者 数	罪 種 別	受 刑 者 数
平 成 28 年	986		
平 成 29 年	972		
窃	66	わいせつ・姦淫	190
強 盗 致 死 [161	傷 害 ・ 同 致 死	22
詐 其	44	·	2
	3		305
文書印章有価証券偽芸	1	放火	20
贈収	_	住 居 侵 入	2
暴 力 行 為 業 務 上 過 失 致 死 份	_	略取誘拐	-
業務上過失致死像	2	犯 人 蔵 匿 ・ 証 拠 隠 滅	_
強盗強姦同致死	I .	暴行	-
覚 せい が ぎ 道 路 交 通 法 違 が	30	鉄砲刀剣類所持等取締法	2
道路交通法違り	4	麻薬及び向精神薬取締法	1
		その他	43

注:山形刑務所の受刑者は、男子のみである。

資料:山形刑務所

15-13. 刑法犯の認知件数、検挙件数及び人員

(1) 認知件数及び検挙件数・人員の推移(平成24~29年)

			認知指数					検	挙	人	員		
年 別		認知件数	(平成24年	検挙件数	総 数			う	ち少	年	(14~19)	歳)	
			= 100)		形心 女人	総	数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平 成 24	年	5,992	100.0	3,620	2,448		387	2	67	254	4	1	59
平 成 25	年	6,178	103.1	3,283	2,253		294	1	75	163	8	4	43
平 成 26	年	5,358	89.4	3,081	2,037		195	2	55	93	5	1	39
平 成 27	年	5,014	83.7	2,955	1,918		202	-	46	97	11	4	44
平 成 28	年	4,896	81.7	3,156	1,910		145	1	32	73	3	6	30
平 成 29	年	3,975	66.3	3,009	1,699		135	-	29	75	5	1	25

注:検挙件数は、検挙地計上方式による。

資料:県警察本部 (2)~(5)についても同じ

15-13. 刑法犯の認知件数、検挙件数及び人員 (続き)

(2) 罪種別 (平成28、29年)

単位:件数=件、人員=人

	罪種別		平	成 28	年	平	成 29	年
	那 但 別		認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総		数	4,896	3,156	1,910	3,975	3,009	1,699
	殺	人	7	8	5	3	3	_
	強	盗	-	1	1	3	3	4
			-	1	1			4
	放	火	5	4	2	10	9	1
	強制性交	等	4	3	3	6	6	6
	凶器準備集	合	-	_	_	_	_	_
	暴	行	491	480	583	384	373	440
	傷	害	151	145	135	132	126	120
	脅 迫 ・ 恐	喝	47	45	38	41	37	33
	窃	盗	3,317	1,989	838	2,689	2,066	848
	詐	欺	185	172	103	163	122	83
	横	領	18	22	17	11	13	11
	偽	造	9	4	2	12	7	2
	汚	職	-	1	2	1	1	_
	記 目	任	1	1	1	-	_	_
	賭	博	-	-	_	-	_	_
	わいせ	つ	56	36	23	26	32	21
	その他の刑法	犯	605	245	157	494	211	124

- 注:1)検挙件数については、検挙地計上方式による。
 - 2) 道路上の交通事故に係る業務上等過失致死傷は含まない。
 - 3) 同一人が複数罪で検挙された場合、統計上、検挙件数はそれぞれの犯罪ごとに計上されるが、検挙人員は最も法定刑の重い罪(法定刑が同じ場合は主たる罪)にのみ計上される。
 - 4)検挙件数は犯罪を認知した時点における罪名についての件数であり、その後の捜査により、被疑者の犯した罪名が変更になった場合、検挙人員は当該変更になった犯罪にのみ計上される。

(3) 重要犯罪罪種別(平成28、29年)

単位:件数=件、人員=人

罪	種	別		平	成 28	年	平	成 29	年
₹F	但	ЛIJ		認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総		娄	Ţ	50	38	26	39	45	30
殺		人		7	8	5	3	3	_
強		造	:	-	1	1	3	3	4
放		少	:	5	4	2	10	9	7
強	制性	生交等		4	3	3	6	6	6
略	取・	· 誘 拐	;	1	1	1	_	_	_
強	制わ	いせつ		33	21	14	17	24	13

(4) 重要窃盗犯罪罪種別(平成28、29年)

単位:件数=件、人員=人

罪種別		平	成 28	年	平	成 29	年
邦 俚 加		認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総	数	507	429	64	378	483	50
侵 入	盗	486	416	58	352	444	40
住 宅	対 象	190	139	14	97	80	10
そ の	他	296	277	44	255	364	30
自 動 耳	直 盗	18	12	5	24	37	9
ひった	くり	1	_	_	1	1	1
す	Ŋ	2	1	1	1	1	_

(5) 警察署別 (平成28、29年)

単位:件数=件、人員=人

	警察署別			平	成 28	年	平	成 29	年
				認知件数	検挙件数	検挙人員	認知件数	検挙件数	検挙人員
総			数	4,896	3,156	1,910	3,975	3,009	1,699
	Щ		形	1,714	893	480	1,212	692	441
	寒	河	江	280	210	109	235	218	109
	上		Щ	102	74	55	96	181	51
	村		Щ	275	152	101	202	171	90
	天		童	359	205	138	326	244	128
	尾	花	沢	43	33	27	62	35	25
	新		庄	299	228	155	200	162	94
	米		沢	393	267	200	336	291	147
	長		井	111	93	55	106	109	59
	南		陽	246	205	108	191	155	92
	小		玉	16	16	14	30	29	19
	鶴		岡	493	340	214	509	357	232
	酒		田	505	388	206	420	325	178
	庄		内	60	52	48	50	40	34

15-14. 法令別特別法犯検挙件数及び人員 (平成28、29年)

	法	令	別		検挙 件数	検挙 人員		法		令 別			検挙 件数	検挙 人員		沒	上 令	- 別	J		検挙 件数	検挙 人員
平	成		28	年	271	231																
平	成		29	年	279	232																
							出	資	ŧ.	法		*	2	4	麻	薬及び	向精	神訓	혼取 ≉	帝法	2	2
公	職	選	挙	法	1	-	貸	金	業	規	制	法	_	_	あ	~	\	h	,	法	1	1
外	国人	3	登 録	法	_	_	宅	地 建	物	取弓	業	法	_	_	大	麻	取		締	法	14	7
出入	国管理	及び	難民認知	定法	7	2	関		禾	兑		法	_	_	覚	せし	1 剤	取	締	法	21	14
軽	犯		罪	法	24	20	外	国為替	及で	び外国	貿易	法法	_	_	医	薬品医	医療	幾 器	等法	<u> </u> *	3	1
競		馬		法	_	_	著	作	Ē	権		法	6	2	毒	物 及	び劇	物	取締	法	1	1
風	営		法	*	5	10	商		柞	票		法	2	2	廃	棄物	0)	処 3	里 及	び	F0	CO
売	春	防	止	法	_	_	不	正競	f (争 防	止	法	_	_	清	掃に	関	す	る法	律	52	62
児	童	福	祉	法	3	2	銃	跑刀剣	類層	听持等	取網	許法	22	19	労	働	基		準	法	_	_
山形	県青少	年健	全育成绩	条例	5	2	火	薬	類	取	締	法	3	1	そ	0)	他	0)	法	令	105	80

- 注:1) 「法令別」欄の*印のついたものは、法令の略称を示す。
 - 2) 「風営法」は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」の略称である。
 - 3) 「出資法」は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の略称である。
- 4) 「医薬品医療機器等法」は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の略称である。 資料:県警察本部

15-15. 非行少年等の補導状況 (平成24~29年)

単位:人

	年	別		刑法犯少年	特別法犯少年	触法少年	ぐ犯少年	不良行為少年
平	成	24	年	387	16	95	8	2,225
平	成	25	年	294	14	94	4	1,582
平	成	26	年	195	12	105	4	1,316
平	成	27	年	202	29	111	14	929
平	成	28	年	145	19	91	12	864
平	成	29	年	135	12	98	9	640

資料:県警察本部